

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 30 年 4 月 17 日

申請者 氏名又は名称

イワオ産業株式会社

住所

奈良市五条畷1丁目19番12号

代表者氏名

代表取締役 大上美由紀

電話番号

0742-40-1003

FAX番号

0742-40-1008

メールアドレス

iwaosan@vesta.ocn.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 23 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
6	桜井市 水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	✓
9	生駒市 水道事業管理者	✓
10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
11	葛城市 水道事業管理者	✓
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓
13	平群町 水道事業管理者	✓
14	三郷町 水道事業管理者	✓

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	✓
16	安堵町 水道事業管理者	✓
17	川西町 水道事業管理者	✓
18	三宅町 水道事業管理者	✓
19	田原本町 水道事業管理者	✓
20	高取町 水道事業管理者	✓
21	明日香村 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	上牧町 水道事業管理者	✓
23	王寺町 水道事業管理者	✓
24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
25	河合町 水道事業管理者	✓
26	吉野町 水道事業管理者	
27	大淀町 上下水道事業管理者	
28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

平成 30 年 4 月 17 日

奈良市五条畠1丁目19番12号  
届出者 イワオ産業株式会社  
代表取締役 大上美由紀



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	イワオサンエイヤガタキガイセイ イワオ産業株式会社		
住 所	奈良市五条畠1丁目19番12号		
フリガナ 代表者の氏名	オオエ ミユキ 代表取締役 大上美由紀		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表取締役	代表取締役 大 上 巖	代表取締役 大上美由紀	

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 誓 約 書

○ 指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号  
イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 30年 4月 17日

### 申請者

氏名又は名称  
住 所  
代表者 氏名

イワオ産業株式会社  
奈良市五条畷1丁目19番12号  
代表取締役 大上美由紀



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

# 履歴事項全部証明書

奈良市五条畷一丁目19番12号  
イワオ産業株式会社

会社法人等番号	1500-01-000168		
商 号	イワオ産業株式会社		
本 店	奈良市五条畷一丁目19番12号		
公告をする方法	官報に掲載する		
会社成立の年月日	平成10年2月3日		
目的	1. 土木工事業 2. 管工事業 3. 水道施設工事業 4. 消防施設工事業 5. 净化槽設備工事業 6. 前各号に附帯する一切の事業		
発行可能株式総数	800株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株		
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する  平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記		
資本金の額	金1000万円		
株式の譲渡制限に関する規定	<u>当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない</u>  <u>当会社の株式を譲渡するには、株主総会の承認を受けなければならない。</u> 平成28年 9月 1日変更 平成28年 9月 9日登記		
役員に関する事項	取締役 大 上 巍		平成16年 6月30日重任
			平成16年 7月 6日登記
			平成26年 6月30日退任
			平成28年 9月 9日登記

奈良市五条畷一丁目19番12号  
イワオ産業株式会社

	取締役 <u>大上美由紀</u>	平成16年 6月30日重任 平成16年 7月 6日登記 平成26年 6月30日退任 平成28年 9月 9日登記
	取締役 <u>玉置壽幸</u>	平成16年 6月30日重任 平成16年 7月 6日登記 平成26年 6月30日退任 平成28年 9月 9日登記
	取締役 <u>大上巖</u>	平成28年 9月 1日就任 平成28年 9月 9日登記 平成30年 3月26日辞任 平成30年 3月28日登記
	取締役 <u>大上美由紀</u>	平成28年 9月 1日就任 平成28年 9月 9日登記
	取締役 <u>大上博康</u>	平成30年 3月26日就任 平成30年 3月28日登記
	取締役 <u>大上宗秀</u>	平成30年 3月26日就任 平成30年 3月28日登記
	奈良市五条畷一丁目19番12号 代表取締役 <u>大上巖</u>	平成16年 6月30日重任 平成16年 7月 6日登記 平成26年 6月30日退任 平成28年 9月 9日登記
	奈良市五条畷一丁目19番12号 代表取締役 <u>大上巖</u>	平成28年 9月 1日就任 平成28年 9月 9日登記 平成30年 3月26日辞任 平成30年 3月28日登記

奈良市五条畷一丁目19番12号  
イワオ産業株式会社

	奈良市五条畷一丁目19番12号 代表取締役 大上美由紀	平成30年 3月26日就任 平成30年 3月28日登記
	監査役 玉置峯	平成16年 6月30日重任 平成16年 7月 6日登記
		平成26年 6月30日退任 平成28年 9月 9日登記
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
		平成28年 9月 1日廃止 平成28年 9月 9日登記
監査役設置会社に に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
		平成28年 9月 1日廃止 平成28年 9月 9日登記
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成14年 7月25日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

平成30年 4月16日

奈良地方法務局

登記官

菊池 寛之



# 定 款

イワオ産業株式会社

# 定 款

## 第1章 総 則

### (商号)

第1条 当会社は、イワオ産業株式会社と称する。

### (目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事業
2. 管工事業
3. 水道施設工事業
4. 消防施設工事業
5. 净化槽設備工事業
6. 前各号に附帯する一切の事業

### (本店所在地)

第3条 当会社は、本店を奈良市に置く。

### (公告)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載する。

## 第2章 株 式

### (発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、800株とする。

### (株券の発行)

第6条 当会社の株式については、株券を発行する。

### (株券の種類)

第7条 当会社の発行する株式の株券は、1株券、5株券、10株券、50株

券及び100株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡するには、株主総会の承認を受けなければならぬ。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第9条 当会社は、当会社の株式を相続その他的一般承継により取得した者に對し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載もしくは記録されている者又はその相続人その他的一般承継人が当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて共同して会社に提出しなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で請求できるものとする。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第12条 株式の分割、併合又は株券の毀損又は汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に請求者が署名又は記名押印し、これにその株券を添えて提出しなければならない。株券喪失の事由によるときは、株券喪失登録申請に基づき株券が無効となった後に新株券の発行を請求することができる。

(手数料)

第13条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第14条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された

議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利行使することのできる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者を確定するため必要があるときは、予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

#### (招集)

第15条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

#### (議長)

第16条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。社長たる取締役に事故があるときは他の取締役がこれに代わり、取締役の全員に事故があるときは出席株主の中から選任された者がこれに代わる。

#### (決議の方法)

- 第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、議決権行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の過半数をもって決する。
- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

#### (代理人)

- 第18条 株主は、代理人によって議決権行使することができる。ただし、この場合には総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。
- 2 代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ2名以上の代理人を選任することはできない。

#### (議事録)

- 第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果等については、これを法務省令で定めるところにより記載又は記録した議事録を作成する。

## 第4章 取締役

### (取締役の員数)

第20条 当会社は、取締役4名以内を置く。

### (取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

### (代表取締役及び社長)

第22条 取締役を複数名置くときは、内1名を代表取締役とし、取締役の互選によって選定するものとする。

2 当会社を代表する取締役は、社長とする。

### (取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

## 第5章 計算

### (事業年度)

第24条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

### (剰余金の配当)

第25条 当会社は、剰余金を株主総会の決議によって、毎事業年度末日における最終の株主名簿に記載、記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

2 前項の剰余金の配当は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は支払いの義務を免れるものとする。

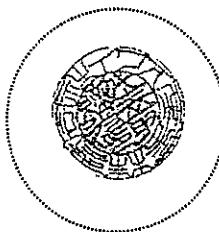
3 未払いの剰余金の配当には利息をつけない。

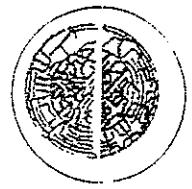
本定款は当会社の現行定款に相違ありません。

平成30年3月26日

イワオ産業株式会社

代表取締役 大上美由紀



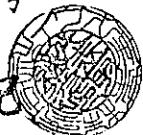


原本に相違ありません。

奈良市五条畷1丁目19番12号

イワオ産業株式会社

代表取締役 大上 美由紀



平成30年 4月16日